

昭和37年5月9日  
陸上自衛隊達第31—1号

防衛庁の広報活動に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第36号）第18条の規定に基づき、陸上自衛隊の広報活動に関する達を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 大森 寛

### 陸上自衛隊の広報活動に関する達

改正	昭和38年12月7日達第41—2号	昭和40年2月23日達第122—54号
	昭和42年6月16日達第31—1—1号	昭和43年11月19日達第122—62号
	昭和43年12月19日達第41—2号	昭和45年2月19日達第122—70号
	昭和47年5月15日達第31—1—2号	昭和47年7月7日達第45—1号
	昭和49年4月13日達第31—2号	昭和53年1月13日達第122—108号
	昭和53年1月13日達第122—109号	昭和53年3月9日達第31—1—3号
	昭和56年2月23日達第122—116号	昭和56年7月31日達第45—1号
	昭和57年4月30日達第122—119号	昭和58年4月5日達第32—13—9号
	昭和63年4月8日達第122—126号	平成元年2月10日達第122—127号
	平成6年5月20日達第31—2—4号	平成11年3月19日達第31—1—5号
	平成18年4月26日達第31—1—6号	平成18年7月28日達第31—1—7号
	平成19年1月9日達第122—215号	平成19年3月28日達第31—1—8号
	平成21年2月3日達第122—230号	平成21年7月30日達第31—1—9号
	平成25年3月4日達第31—1—10号	平成27年3月26日達第31—1—11号
	平成30年3月27日達第31—1—12号	平成30年5月14日達第31—1—13号
	平成31年4月19日達第122—302号	令和元年6月27日達第122—303号
	令和3年3月8日達第31—1—14号	令和5年3月30日達第31—1—15号
	令和6年3月27日達第31—1—16号	

陸上自衛隊の広報活動に関する達の一部を改正する達（陸上自衛隊達第31—1号（昭和37年5月9日））の一部を次のように改正する。

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 自主的広報活動（第6条—第14条）
- 第3章 協力的広報活動（第15条—第21条）
- 第4章 報告（第22条—第24条）
- 第5章 雑則（第25条）

### 附則

- 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この達は、陸上自衛隊における広報活動を効果的かつ適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第1条の2** この達において次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「訓令」とは、防衛省の広報活動に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第36号）をいう。
- (2) 「報道機関」とは新聞社、通信社、ラジオ・テレビ放送社、ニュース映画社、雑誌社等で広報媒体となる機関をいう。
- (3) 「報道」とは、自衛隊に関する事項を報道機関に公表することをいい、発表、説明、資料提供及び報道公開を含む。
- (4) 「部外」とは、防衛省・自衛隊以外をいう。
- (5) 「SNS」とは、インターネット等を通じ、使用者との情報等を交流するサービスをいう。
- (6) 「防衛省報道センター」とは、防官広第5874号（27.3.31）「防衛省報道センターの設置について（通達）」に基づき平素から防衛省内において構成する組織をいう。
- (7) 「事態対処」とは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第6章に定める行動をいう。
- (8) 「学校」とは、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号。以下「施行令」という。）第33条の2に定める学校をいう。

(実施担当官)

**第2条** 訓令第3条第5号に規定する部隊等の長とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 陸上総隊司令官
- (2) 方面総監
- (3) 師団長
- (4) 旅団長
- (5) 学校長
- (6) 教育訓練研究本部長

(実施担当官等の職責)

**第3条** 陸上幕僚長は、陸上自衛隊年度業務計画をもって陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。以下同じ。）における自衛隊の広報活動の方針を陸上総隊司令官、方面総監、自衛隊情報保全隊司令（以下「情

報保全隊司令」という。)、自衛隊体育学校長(以下「体育学校長」という。)、各学校長、自衛隊中央病院長(以下「中央病院長」という。))及び教育訓練研究本部長に示し、その実施する広報活動を監督するとともに、陸上自衛隊に関する広報活動について計画を樹立して所要の事項を関係部隊等の長に指示する。

- 2 陸上総隊司令官は、陸上自衛隊年度業務計画に基づき、陸上総隊に関する広報活動を計画実施する。
- 3 方面総監は、陸上自衛隊年度業務計画に基づき、方面隊及び指揮監督下にある機関並びに当該方面区及び所管駐屯地に関する広報活動計画を樹立し、自ら広報活動を行うとともに、師団長、旅団長、駐屯地司令及び自衛隊地方協力本部長(以下「地方協力本部長」という。))に所要の事項を指示してその実施する広報活動を監督する。
- 4 師団長及び旅団長は、広報に関する方面総監の指示に基づき、当該師団及び旅団に関する広報活動を計画実施するとともに指揮監督下の駐屯地司令の実施する広報活動を監督する。
- 5 駐屯地司令は、広報に関する方面総監、師団長又は旅団長の指示に基づき、当該駐屯地及び当該駐屯地に所在する部隊等に関する広報活動を計画実施する
- 6 地方協力本部長は、広報に関する方面総監の指示に基づき、当該募集担当区域における広報活動を計画実施する。
- 7 学校長及び教育訓練研究本部長は、陸上自衛隊年度業務計画に基づき、教育訓練研究本部長又は学校長に関する広報活動を計画実施する。
- 8 情報保全隊司令、体育学校長及び中央病院長は、陸上自衛隊年度業務計画に基づき、情報保全隊、体育学校及び中央病院に関する広報活動を計画実施する。
- 9 陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院の病院長は、広報に関する方面総監の指示に基づき、当該病院に関する広報活動を計画実施する。

なお、市ヶ谷駐屯地司令は陸上自衛隊年度計画に基づき、当該駐屯地及び当該駐屯地に所在する部隊等に関する広報活動を実施する。

(部隊等の長及び隊員の職責)

**第4条** 部隊等の長は、実施担当官の命ずる広報活動を実施するとともに、全ての隊務の実施に当たり、常に広報効果の発揚に着意するものとする。

- 2 陸上自衛隊の隊員(以下「隊員」という。))は、広報活動の重要性を認識し、常に品位ある行動により国民の信頼と支持を得るように努める。

(広報活動実施上の着意)

**第5条** 広報活動の実施に当たっては、特にその目的、対象及び効果を明確にした上で、時期、手段及び内容を適切にする。この際、次の各号に掲げる事項に

着意するものとする。

- (1) 上級部隊等が示す指針等との整合を図ること。
  - (2) 情勢を踏まえ、保全を含む事前の調整及び準備を周到にすること。
  - (3) 演習、行事等の機会の活用を図ること。
  - (4) 創意に工夫を凝らし、経済的に行うこと。
  - (5) 関係者との良好な人間関係を構築すること。
  - (6) 活動結果を分析評価し、じ後の改善に努めること。
- 2 隊員に対する広報活動は、前項に定めるほか陸上防衛の実態及び陸上自衛隊の施策に関する事項等の周知に着意して行うものとする。

## 第2章 自主的広報活動

(報道機関等に対する広報活動)

**第6条** 実施担当官は、当該部隊等に関する事項のうち防衛省又は陸上自衛隊の方針又は施策に関連する事項その他部外に及ぼす影響が大であると判断される事項等について新たに公表する場合には、発表によるものとする。

- 2 実施担当官は、前項の発表をするため、訓令第7条第1号に規定する防衛大臣の承認を得ようとする場合は、公表内容を事前に順序を経て陸上幕僚長に提出するものとする。
- 3 実施担当官は、自主的に又は報道機関の取材に応じ、積極的かつ効果的に説明及び資料提供を行うものとする。
- 4 2以上の実施担当官が、同一の事項を報道することが予想される場合には、相互調整の上、実施するものとする。

(報道の着意事項)

**第7条** 報道に当たっては、次の各号に掲げる事項に着意しなければならない。

- (1) 報道は、事実に基づいて適時かつ正確に実施すること。
- (2) 事前に努めて周到な準備を行い、要すれば印刷物、写真、映像、図表等を活用すること。
- (3) 実施の時刻は、報道機関の締切時刻を考慮し、必要に応じ、原稿の輸送等に関する便宜を図ること。

(報道機関に対する取扱い)

**第8条** 実施担当官は、報道機関に対する広報を適時適切に実施するため、記者に対し、必要に応じ記者証又は記者章を発行し、その他所要の便宜を供与することができる。

- 2 前項の記者が記者会を構成した場合には、記者会に総監部等の名称を冠してこれを呼称するものとする。
- 3 実施担当官は、防衛省記者会所属記者に対しては、陸上自衛隊の部隊等を、

総監部等記者会所属記者に対しては、当該総監等の指揮下部隊等をそれぞれ当該記者証又はその自分を証明し得るものを提示させることにより、第18条第1項の手続を省略して取材又は見学をさせることができる。なお、当該記者の補佐として同行する者に対しても同様の取扱いとする。

(善行等の報道)

**第9条** 実施担当官は、陸上自衛隊の真摯な部隊活動及び隊員の善行、美談その他広報上効果があると判断される事案が発生した場合には、機を失することなく積極的に説明又は資料提供を行うものとする。この場合においては、広く報道されるよう、内容に応じ所要の事項を上級の実施担当官に報告するとともに、関係ある実施担当官に通報するものとする。(広定第1号)

(事故の報道)

**第9条の2** 実施担当官は、公務中に事故が発生した場合は、誤解の生ずることを避けるため、部外に及ぼす影響の度合いや各種状況を総合的に判断して、速やかに真相を説明し、次の各号に掲げる事項を基準として個人の権利利益を害さない範囲において公表するものとする。この際、隊員氏名等の報道は原則として当該隊員家族に通知した後に行うものとする。

また、部外に及ぼす影響が大きい事故の報道は、陸上幕僚監部において一元的に行うものとする。

- (1) 当該事故の発生した部隊又は機関の名称
  - (2) 当該事故により死亡又は負傷した隊員の階級、氏名、年齢等
  - (3) 当該事故の発生日時及び場所
  - (4) 当該事故の概況(任務又は行動目的、行動、事故の概要等)
  - (5) 当該事故による人員の死傷の概況
  - (6) 当該事故による物件の損壊の概況
- 2 捜査機関による捜査が必要な事故の報道は、捜査に支障のない範囲において行うものとする。
  - 3 部隊行動中、又は陸上自衛隊の施設において発生した事故の報道は、保全上問題のない範囲において行うものとする。
  - 4 事態対処等に伴う事故の報道は、防衛省報道センター、関係省庁、自治体等との調整の上、行うものとする。

(掲載記事等に対する処置等)

**第10条** 実施担当官は、地方の報道機関により掲載又は放送された自衛隊に関する事項(部内外からの投書又は意見等を含む。)に関し、訂正又は回答等の必要があると判断される場合には、速やかに処置するものとする。

この際、その報道内容が部外に及ぼす影響が大きい場合においては、あらかじめ上級の実施担当官又は陸上幕僚長の承認を得るものとする。

2 事故等に関する事項の訂正若しくは回答等を行う場合、又は事故等に関し自主的に公表する場合には特に次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 誤解の防止又は排除を趣旨とし、いたずらに事実を秘匿し、かえって大きな誤解を招くことのないようにする。

(2) 不明又は不確定の部分については真相が明確になった後において説明する。

(広報活動の実行等)

**第11条** 実施担当官は、担任の広報活動に関し、印刷物（パンフレット類）、スライド、写真、映像、器材（チャート類、模型、展示板等）、ホームページ、SNS等資料を準備し、適宜、部外に配布又は配信し、広報活動を効果的に実行するものとする。

(諸行事の実施)

**第12条** 実施担当官は、自衛隊の部隊等若しくは駐屯地又は国家若しくは地方の記念日又は儀式等の好機を活用するほか、機会を作り、駐屯地等の開放、装備品等の展示及び演習等の公開、体験搭乗、音楽の演奏等の諸行事を実施し、部外者を招待又は勧誘するように努めるものとする。

(中央音楽隊の自主演奏)

**第13条** 実施担当官は、前条において中央音楽隊の演奏を実施しようとする場合には、行事の目的、日時場所、編成、派遣を希望する理由等を付した申請書を、順序を経て陸上幕僚長に提出するものとする。

(広聴、調査)

**第14条** 方面総監は、当該方面区内の自衛隊に対する世論、意見、要望等の調査を計画的に実施するものとする。

2 実施担当官は、広報活動の効果を確認するため、常に資料を収集し、分析検討を行うものとする。

第3章 協力的広報活動

(部外行事協力)

**第15条** 実施担当官は、部外行事の協力要請を受けたときは、通常、行事の趣旨、協力内容、協力要請を必要とする理由等を記載した要請書を提出させるものとする。

2 実施担当官は、部外行事に対する協力が、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ陸上幕僚長の承認を受けるものとする。

(1) 当該行事又は協力の内容が、他の方面隊に関連を有する場合

(2) 協力の内容が、火器・弾薬の使用、空挺降下等、相当の危険性を伴う場合

(3) 協力に当たって、陸上自衛隊又は防衛省の名義を後援、共催等として使用する場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、当該行事が社会的な問題を引き起こすおそれがある場合等、陸上幕僚長の承認を受けることが適当と判断される場合

3 実施担当官は、訓令第12条第2項又は前項の規定に基づき、防衛大臣又は陸上幕僚長の承認を得ようとするときは、部外行事協力に関する申請書に第1項の要請書を付して、順序を経て陸上幕僚長に提出するものとする。

4 実施担当官は、部外行事の協力を実施するに当たっては、必要に応じ、協力実施の細部等についてあらかじめ申請者と協定書を締結し、実施の円滑化を図るものとする。

(中央音楽隊の協力演奏)

**第16条** 実施担当官は、部外者から中央音楽隊の派遣演奏を要請された場合、又は音楽隊の演奏を要請され中央音楽隊の派遣を適当と認める場合には、所要の意見を付して当該要請書を順序を経て陸上幕僚長に提出するものとする。

(部外の製作する映画及び放送番組等に対する協力)

**第17条** 実施担当官は、部外の製作する映画及び放送番組等（以下「部外製作映画等」という。）の協力について要請を受けたときは通常、協力内容及び協力要請を必要とする理由等を記載した要請書並びに脚本を提出させるものとする。

2 実施担当官は、訓令第13条に基づき防衛大臣の承認を得ようとするときは、部外製作映画等協力に関する申請書に前項の要請書及び脚本を付して順序を経て陸上幕僚長に提出するものとする。

(取材及び見学の手続)

**第18条** 実施担当官は、報道機関から取材又は見学の申出があった場合には、通常別紙第1に例示する申込書に記入させるものとする。

2 実施担当官は、前項の申込みがあった場合には関係部隊等の長と調整し、隊務及び保全上支障がないときは、できる限りこれに応ずるものとする。

3 隊内、演習等を一般に公開する場合、その他実施担当官が必要と認める場合においては、第1項の手続は省略することができる。

(取材及び見学の取扱い)

**第18条の2** 取材及び見学は、通常、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 取材及び見学の目的に応じて、場所、経路、自由行動の地域等を定め、所要の案内者等を付す。

(2) 必要により、取材者又は見学者に対し、識別のため所要の標記をつけさせる

(3) 取材及び見学の時間は、平常の勤務時間内を基準とする。

(隊内生活体験の手続)

**第19条** 実施担当官は、部外者（外国人を除く。）から隊内生活体験の申出があった場合には、通常別紙第1－2に定める陸上自衛隊内生活体験申込書に記入の上、提出させるものとする。

2 実施担当官は、前項の申出があり、広報上有意義と認められる場合には、関係部隊等の長と調整の上、隊務及び保全上支障のない範囲で部外者に隊内生活を体験させることができる。

ただし、体験者に対する教育訓練の実施、体験射撃その他体験者が武器類、火器類等を用いて行う体験行事については受諾してはならない。

(隊内生活体験の取扱い)

**第19条の2** 隊内生活体験の取扱いは、通常次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 適切な体験を実施させるため、次により便宜を図ることができる。

ア 実施要領等についての助言、案内等

イ 食事の支給

ウ 宿泊施設等の提供

エ 被服の貸与

オ 送迎等のための輸送

カ その他体験に必要な施設の利用

(2) 体験期間は、1日から4日までを基準とし、やむを得ない場合においても1週間を超えないものとする。

(外国人の取扱い)

**第20条** 外国人（在日外国武官等の取扱いに関する達（（陸上自衛隊達第45－1号（56.7.31））に規定する在日外国武官等を除く。）から取材等の申出があった場合には、順序を経て陸上幕僚長の承認を得るものとする。

(航空機の使用及び搭乗)

**第21条** 部外者からの航空機の使用又は搭乗に関する要請には、広報活動の見地から実施担当官の所要の意見を付するものとする。

第4章 報告

(方面総監の行う報告)

**第22条** 方面総監は、次の各号に掲げる報告を陸上幕僚長に提出するものとする。

(1) 広報活動実施計画

上下半期における方面隊の広報活動実施計画（1部）を当該半期開始

10日前までに提出（様式、別紙第2）（広定第2号）

(2) 広報活動成果

上下半期における方面隊の広報活動の実施状況を当該半期終了の翌月末日10日前までに提出（様式、別紙第3）（広定第3号）

(3) 部外行事協力結果

第12条に定める行事又は第15条に定める部外行事協力を実施したもののうち、次の場合には、行事名、主催者、実施期間、支援部隊、支援延人員、支援延車両数等を当該半期の広報活動実施結果報告書の別表として添付するものとする。

ア 陸上自衛隊が実施を命じた場合

イ 支援延人員又は支援延車両数がそれぞれおおむね500名以上又は100両以上、その他についてはこれに準ずる規模以上の場合

ウ その他特異な行事の場合

(4) 運動競技会等実施結果

施行令第126条の12に示す運動競技会及び陸上幕僚長が指定した行事協力の場合は、その協力行事の終了後40日以内に次の事項を提出（広定第5号）

ア 経過及び支援規模の概要

イ 協力準備及び実施上の問題点と対策

ウ 成果の概要

エ 使用経費等（自衛隊と主催者（申出者）の負担を区分して、それぞれ予定と実績の対比を明らかにする。）

オ 所見及び将来の参考事項（努めて協力状況の写真等を添付する。）

（陸上総隊司令官及び教育訓練研究本部長の行う報告）

**第23条** 陸上総隊司令官及び教育訓練研究本部長は、広報活動実施計画、広報活動成果、部外行事協力結果及び運動競技会等実施結果を前条各号に準じ、陸上幕僚長に提出するものとする。

（学校長の行う報告）

**第23条の2** 学校長は、広報活動実施計画、広報活動成果、部外行事協力結果及び運動競技会等実施結果を第22条各号に準じ、陸上幕僚長に提出するものとする。

ただし、駐屯地司令等が実施する広報活動と報告内容が重複する場合、当該区域の方面総監の報告に包含し省略する。

（情報保全隊司令、体育学校長及び中央病院長の行う報告）

**第24条** 情報保全隊司令、体育学校長及び中央病院長は広報活動実施計画、広報活動成果を第22条第1号及び第2号に準じ陸上幕僚長に提出するものと

する。

## 第5章 雑則

(隊員の投稿等)

**第25条** 隊員は、陸上自衛隊に関し部外の新聞、雑誌等に論文記事を投稿、ラジオ、テレビ、SNS等で放送、又は座談会等に出席する場合には、秘密保全に関する達（陸上自家隊達第41-2号（19.7.30））第12条に定める論文等の発表の手続をとるほか、直近の実施担当官に届け出るものとする。

### 附 則

- 1 この達は、昭和37年5月9日から施行する。
- 2 この達施行の日から昭和37年8月14日までの間は、自衛隊法の一部を改正する法律（昭和36年法律第126号）附則第2項前段の規定によりなお存続する管区隊又は混成団については、この達中「師団長」「師団」及び「師団司令部」とあるのはそれぞれ「管区総監又は混成団長」、「管区隊又は混成団」及び「管区総監部又は混成団本部」と読み替えるものとする。

附 則（昭和38年12月7日陸上自衛隊達第41-2号抄）

- 1 この達は、昭和39年1月1日から施行する。

附 則（昭和40年2月23日陸上自衛隊達第122-54号）

この達は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年6月16日陸上自衛隊達第31-1-1号）

この達は、昭和42年7月1日から施行する。

附 則（昭和43年11月19日陸上自衛隊達第122-62号）

この達は、昭和43年11月21日から施行する。

附 則（昭和43年12月19日陸上自衛隊達第41-2号抄）

- 1 この達は、昭和44年2月15日から施行する。

附 則（昭和45年2月19日陸上自衛隊達第122-70号）

この達は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年5月15日陸上自衛隊達第31-1-2号）

この達は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則（昭和47年7月7日陸上自衛隊達第45-1号抄）

- 1 この達は、昭和47年7月7日から施行する。

附 則（昭和49年4月13日陸上自衛隊達第31-2号）

この達は、昭和49年4月1日から施行し、昭和49年4月11日から適用する。

附 則（昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122-108号）

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122-109号）

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和 53 年 3 月 9 日陸上自衛隊達第 31—1—3 号）

この達は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 2 月 23 日陸上自衛隊達第 122—116 号）

この達は、昭和 56 年 3 月 25 日から施行し、改正後の秘密保全に関する達第 30 条第 1 項の規定は、同月 1 日適用する。

附 則（昭和 56 年 7 月 31 日陸上自衛隊達第 45—1 号抄）

1 この達は、昭和 56 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 4 月 30 日陸上自衛隊達第 122—119 号）

1 この達は、昭和 57 年 4 月 30 日から施行する。

2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。

3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 58 年 4 月 5 日陸上自衛隊達第 32—13—9 号抄）

1 この達は、昭和 58 年 4 月 5 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 4 月 8 日陸上自衛隊達第 122—126 号）

この達は、昭和 63 年 4 月 8 日から施行する。

附 則（平成元年 2 月 10 日陸上自衛隊達第 122—127 号）

1 この達は、平成元年 2 月 10 日から施行し、同年 1 月 8 日から適用する。

2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成 6 年 5 月 20 日陸上自衛隊達第 31—1—4 号）

この達は、平成 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 19 日陸上自衛隊達第 31—1—5 号）

この達は、平成 11 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 26 日陸上自衛隊達第 31—1—6 号）

この達は、平成 18 年 4 月 26 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 28 日陸上自衛隊達第 31—1—7 号）

この達は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 9 日陸上自衛隊達第 122—215 号）

この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 28 日陸上自衛隊達第 31—1—8 号）

この達は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122—230 号）

この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 30 日陸上自衛隊達第 31—1—9 号）

この達は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 4 日陸上自衛隊達第 31—1—10 号）

この達は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日陸上自衛隊達第 31—1—11 号）

この達は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 31—1—12 号）

この達は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 30 年 5 月 14 日陸上自衛隊達第 31—1—13 号）

この達は、平成 30 年 5 月 14 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 19 日陸上自衛隊達第 122—302 号）

この達は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 27 日陸上自衛隊達第 122—303 号）

この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 8 日陸上自衛隊達第 31—1—14 号）

この達は、令和 3 年 3 月 8 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日達第 31—1—15 号）

この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 27 日達第 31—1—16 号）

1 この達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この達の施行の際、現にある様式については、この達による様式によるものとみなす。

別紙第1 (第18条関係)

陸上自衛隊取材等申込書			
令和		年	月 日
殿	申込団体名		
	氏名	年齢	性別
	職業(職名)		
	現住所		
	電話番号		
下記により、取材等をしたいので申込みます。			
記			
1	目的(取材・見学・職場体験・隊内生活体験)		
2	日時(期間)		
3	場所		
4	取材等希望事項		
5	食事の支給(有料)希望の有無 (月 日朝・昼・夕食～ 月 日朝・昼・夕食まで計 食)		
6	入門に関する手段(車番)等		
7	その他		

寸法：日本産業規格A4

備考：申込者が2名以上の場合は、別紙第1－2申込者名簿を作成して添付する。

別紙第1 - 2 (第19条関係)

申込者名簿

団体名：

	ふりがな 氏名	年齢	生年月日	性別	職業	住所	電話番号	備考(国籍)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

寸法：日本産業規格A4

広報活動実施計画  
（ 年度 半期）

1 全 般

2 実施要領

区 分		計画の概要	実施時期	備 考
部 外 広 報	自主的 広報活動			
	協力的 広報活動			
部内広報				
広 聴				
その他				

寸法：日本産業規格A4

広報活動成果  
（ 年度 半期）

1 広報活動成果

（1）全 般

（2）主要な成果の概要

区 分		成果の概要	教訓・問題点等	改善点
部 外 広 報	自主的 広報活動			
	協力的 広報活動			
部内広報				
広 聴				
その他				

寸法：日本産業規格A4

## 2 広報活動実績

### (1) 部外広報

区分		自主的広報活動		協力的広報活動		備考
項目/件数		実施件数	報道件数	実施件数	報道件数	
報道	報道対応	新聞				
		テレビ				
		ラジオ				
		その他				
計						
印刷物広報	印刷物の作成	パンフレット				
		リーフレット				
		その他				
		計				
	刊行物への掲載	取材件数				
		掲載件数				
掲載件数						
視聴覚広報	放送	新聞				
		雑誌				
		その他				
		計				
		放送局数				
項目/件数		公開件数	参加者数	公開件数	参加者数	
公開	部隊	展示航海				
		展示飛行				
		基地(駐屯地)				
		演習				
		計				
項目/件数		実施件数	参加者数	実施件数	参加者数	
見学	部隊	基地(駐屯地)				
		艦隊				
		広報資料館				
		計				
項目/件数		実施件数	参加者数	実施件数	参加者数	
体験	航海	播葉(航空機)				
		播葉(その他)				
		計				
		入隊者数				
項目/件数		実施件数	入隊者数	実施件数	入隊者数	
隊内生活 体験入隊	学生・生徒	一般				
		計				
		聴衆者数				
項目/件数		実施件数	聴衆者数	実施件数	聴衆者数	
音楽演奏	演奏会	その他				
		計				
		参加者数				
項目/件数		実施件数	参加者数	実施件数	参加者数	
講演	協力会等 自治体等	その他				
		計				
		参加者数				
		参加者数				
項目/件数		実施件数	参加者数	実施件数	参加者数	
行事等	運動大会	各種祭り				
		その他				
		計				
		参加者数				
項目/件数		実施件数	参加者数	実施件数	参加者数	
総合的な学習の 時間	小学校	中学校				
		高校				
		計				
		参加者数				
項目/件数		実施件数	参加者数	実施件数	参加者数	
幹部地域集會						

(2) 部内広報

区 分 項 目／件 数	実 績		備 考
	作成件数	製作部数	
パンフレット			
リーフレット			
新聞等			
その他			
計			

寸法：日本産業規格 A 4

(3) 広 聴

区 分 項 目／件 数	実 績		備 考
	実績件数	参加延人員数	
防衛モニター			
駐屯・基地モニター			
その他			
計			

寸法：日本産業規格 A 4

(4) 下半期のみに報告を求める事項

区 分 項 目／件 数	実 績		備 考
	総登録件数		
ホームページ			
項 目／件 数	総登録数	実施件数	
SNS等 アカウント	Facebook		
	X (旧 Twitter)		
	Instagram		
	YouTube		
	その他		
項 目／件 数	入館者数		
駐屯地広報館等実績			

寸法：日本産業規格 A 4

(広報実績記載の参考)

## 1 全般

- (1) 広報活動実績の数値は一般広報を目的とした実績を計上するものとし、募集広報に係る実績は計上しない
- (2) 備考は、計上する数値を補足する場合、必要により記載する。

## 2 部外広報

- (1) 「自主的広報活動」は、部隊等が自主的に計画して実施した活動を記載する。
- (2) 「協力的広報活動」は、部外の要請に基づいて実施した活動を記載する。ただし、部外は防衛省・自衛隊に所属していない個人または団体をいう。
- (3) 複数の部隊等により実施される項目における件数等は、活動を計画する上級部隊等が取りまとめ計上する。

### (4) 報道に係る事項の記載要領

ア 「報道対応」の「実施件数」は、自主的に発表、説明、資料提供、若しくは報道公開の手段を通じ報道機関等に情報提供の場を設定して実施したもの又は報道機関等の要求に応じ、協力的に実施したものを記載する。

この際、電話による取材は、実施件数として記載しない。

イ 「報道対応」の「報道件数」は、新聞、テレビ等で報道された件数を記載する。なお、同一事案で複数の報道があった場合は、1事案、1発表等、1社、1日を1件として記載する。

ウ 同一事案の複数発表（2次発表、補足説明等）をした場合は、それぞれを件数として記載する。

エ 「朝雲」「防衛日報」「海上自衛新聞」等の自衛隊関係紙は含まない。

### (5) 報道を除くその他の事項の記載要領

ア 「印刷物の作成」の「作成件数」は、作成品目ごとに1件とし、「製作部数」は、製作した部数を記載する。

イ 「刊行物への掲載」の「取材件数」は当該刊行物に掲載することを目的とした取材について記載し、「掲載件数」は当該刊行物に実際に掲載されたものについて記載する。

ただし、「朝雲」「防衛日報」「海上自衛新聞」等の自衛隊関係紙は含まない。

ウ 「放送」の「実施件数」は、放送1企画ごとに1件とし、「報道局数」は、放送された局数を記載する。（パブリシティ活動に基づくものを含む。）

エ 「公開」の「公開件数」は1日当たり1件として記載する。「参加者数」は公開した事業への参加者総数を計上する。

オ 「見学」の「実施件数」は1日当たり1件として記載する。「参加者数」は見学した事業への参加者総数を計上する。

カ 「体験」の「搭乗（航空機）」は、航空機の使用及び搭乗に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第2号）第8条第2号により実施したものを記載する。

「搭乗（その他）」は上記訓令によらない航空機以外の車両等により実施したものを記載する。

キ 「隊内生活体験入隊」の「実施件数」は、1団体ごと1件とし、「入隊者数」は当該事業の参加者総数を記載する。

ク 「音楽演奏」について部隊等が自主的に計画して実施する演奏は「自主的広報活動」に計上し、部外への要請に基づき実施する演奏は「協力的広報活動」に計上する。

「演奏会」は、定期演奏会や巡回演奏会等の公然と部外に対して実施する演奏実績を計上し、「その他」は演奏会を除く演奏実績を計上する。

ケ 「講演」は、部外に対して自主的に又は依頼を受けて実施したものを記載する。

「協力会等」は自衛隊協力会等一定程度、自衛隊に対して理解を得られている組織・団体等のことを示し、「自治体等」は地方公共団体等の地方の行政組織等を示す。

コ 「行事等」の「実施件数」は1日当たり1件として記載する。「参加人員数」は当該行事等への参加者総数を記載する。

サ 「総合的な学習の時間」は文部科学省が定める学習指導要領に基づき、各学校が実施する総合的な学習の時間に対して自衛隊が協力した事業件数を記載する。

「実施件数」は、1団体当たり1件とし、「参加人員数」は参加者総数を記載する。

シ 「幹部地域集会」の「実施件数」は、内外情勢調査会に基づき、実施された地域の講演会等の参加回数を計上し、「参加人員数」は参加者総数を記載する。

### 3 部内広報

(1) 部内者（隊員及び隊員家族）を対象に士気高揚や家族に対する理解を深めることを目的として実施した事業を記載する。

(2) 「作成件数」は、作成品目ごとに1件とし、「製作部数」は、製作した部数を記載する。

### 4 広聴

(1) 広報活動の改善に当たり、部外者等から自衛隊に対する意見や要望を目

的として実施する事業を記載する。

- (2) 「実施件数」は、実施した1広聴当たり1件とし、「参加延人員数」は参加者総数を記載する。

5 下半期のみ報告を求める事項

- (1) 下半期の末日時点のものを記載する。
- (2) 「ホームページ」の「総登録数」は開設数を記載する。
- (3) 「SNS等アカウント」の「総登録数」は開設数を記載し、「実施件数」は、自主的に発信したものを計上し、他アカウントからの発信に対し単にシェアする場合やリツイートを含まない。
- (4) 駐屯地にある広報館（史料館）の来館者数を記載する。